定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針の公表について

定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針を次のとおり変更したので、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律第48号)第4条第5項の規定において準用する同条第4項の規定に基づき、公表する。

令和4年9月30日

農林水産大臣 野村 哲郎

定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針 本方針は、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律第48号。以下「法」という。)第4条第1項の規定に基づき、国、地方公共団体、農林漁業団体等の関係者が互いに連携しつつ、農山漁村の活性化のための施策を総合的に推進していくための基本的な方針として定めるものである。

- 第一 定住等及び地域間交流の促進の意義及び目標に関する事項
  - 1 定住等及び地域間交流の促進の意義

農山漁村については、高齢化や人口の減少が都市部以上に急速に進行すること等により、集落機能の維持が困難な地域の増加に直面し、農山漁村における活力の低下が続いているのが現状である。

一方、農山漁村は、心豊かな暮らしと自然、文化、歴史を大切にする良き伝統を代々伝えてきており、近年のテレワーク、兼業、副業等の新しい働き方の普及等を背景として、国民の価値観が従来に増して多様化する中で、U・Iターン等により地方への移住を考える人々が若い世代を中心に増加傾向にあるなど、農山漁村に対する都市住民の関心は、高まっているところである。

こうしたことを踏まえれば、農山漁村における定住等及び地域間交流を促進することは、関係人口の創出のみならず、集落機能の維持にも寄与するものであり、農山漁村に新たな活力をもたらすとともに、国民全体が農山漁村の魅力を享受することにつながるものであり、農山漁村の活性化を図る上で大きな意義を持つものである。

2 定住等及び地域間交流の促進の目標

定住等及び地域間交流を促進することにより、農山漁村を活性化するため、以下に掲げる地域づくりを目指すものとする。

- ① 豊かな自然、美しい景観、ゆとりある居住空間、住民同士の親密な結び付きといった、農山漁村の有する多様な魅力や地域資源を活用するとともに、基幹産業である農林漁業に加えて関連産業の技術を活用すること等により、農山漁村における多様な雇用機会の創出や所得の向上を図り、安心して農山漁村で働き、生活できる環境を整えること。
- ② 農山漁村は、農林漁業従事者を含めた地域住民の生活の場において農林漁業が営まれることによって形づくられてきたものであることを踏まえ、農林漁業の振興とともに、地域資源の保全等が図られることにより、定住等及び地域間交流の

促進を通じた集落機能の維持及び地域の発展が図られること。

③ ①及び②に併せて都市住民等の地域内外の幅広い者の定住等及び地域間交流を 促進することにより、農山漁村への定住者の増大及び農山漁村の関係人口の創出 ・拡大を図ること。

なお、①から③までに掲げる地域づくりを目指すに当たっては、地域の幅広い関係者の合意の下で、創意工夫をして、地域全体で自主的かつ自律的な取組を行うことを基本としつつ、必要に応じ、地域住民だけでなく、価値観を共有する都市住民、農山漁村地域において複数の農村集落の機能を補完する活動を行う農村型地域運営組織(以下「農村RMO」という。)となりうる農林漁業団体、NPO法人等の多様な者の参画を得ていくことが重要である。

第二 定住等及び地域間交流の促進のための措置を講ずべき地域の設定に関する基本的 事項

定住等及び地域間交流の促進のための措置を講ずべき地域については、農山漁村の活性化の観点から、地域の実情に応じて幅広く設定して差し支えないが、以下に掲げる点に留意して設定するものとする。

- 1 法第3条第1号及び第2号に掲げる要件については、地域の人口の動態、住民の 意向、農林漁業の現状、産業振興に関するビジョン等の地域づくりの方針等との整 合性について確認し、以下に掲げる点に留意して判断すること。
  - ① 農林地が当該地域内の土地の相当部分を占めていることその他当該地域の土地 利用の状況、農林漁業従事者数等からみて、農林漁業が重要な事業である地域で あると認められること。
  - ② 当該地域において定住等及び地域間交流を促進することが、当該地域を含む農山漁村の活性化を図るために有効であること。
- 2 法第3条第3号に掲げる要件については、地域の人口、人口密度、建築物の敷地の面積の割合等を勘案して判断し、既に市街地を形成していると判断される区域が、定住等及び地域間交流の促進のための措置を講ずべき地域に含まれないこと。このため、1の要件に該当すると認められ、かつ、既に市街地を形成していると認められない区域であれば、定住等及び地域間交流の促進のための措置を講ずべき地域として幅広く設定して差し支えないこと。

### 第三 定住等及び地域間交流の促進のための施策に関する基本的事項

1 国が講ずべき措置

農山漁村の活性化を図るためには、関係行政機関が十分な意見交換を行い、必要な際には共同で事業を実施するなど、相互に密接な連携を図りながら施策を支援することが必要である。

具体的には、国は、以下に掲げる措置を講ずるよう努めることとする。

① 活性化事業の実施に対する支援、調査等

地方公共団体等による定住等及び地域間交流の促進のための措置を支援するため、活性化事業の実施に必要な支援等の措置を講ずる。

また、地域において創意工夫を生かした取組が円滑に実施されるよう、都市住民の農山漁村に対する意識や他の地域における成功事例といった、定住等及び地域間交流の促進に資する情報を調査し、収集するとともに、これらを地方公共団体等に提供する。

② 国民の定住等及び地域間交流に対する意識の高揚等

定住等及び地域間交流を促進するためには、農山漁村の重要性に対する国民の理解が不可欠であることを踏まえ、広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて、定住等及び地域間交流の促進のための取組の必要性等について、国民の理解を深めるよう努めるとともに、近年のテレワーク、兼業・副業の普及等の状況も踏まえながら、農山漁村における二地域居住等の多様なライフスタイルに関して社会的認知の醸成を図る。

- ③ 定住等及び地域間交流の促進のために国が行う事務に関する透明性の確保 定住等及び地域間交流の促進のために国が行う事務について、国民に対して政 策の目的や効果を定量的・客観的に明らかにすることにより、説明責任を十分に 果たす。
- 2 地方公共団体が講ずべき措置

地方公共団体は、農山漁村の活性化を図る観点から、国の施策に準じ、地域の実情に即して、活性化事業の実施に対する支援措置、定住等及び地域間交流の促進に関する地域住民の理解を深めるための広報活動、法に定める措置を講ずるに当たっての透明性の確保等、地域における定住等及び地域間交流の促進のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

特に、都道府県については、定住等及び地域間交流の促進のために市町村が講ずる措置に対し、市町村間の調整、助言等の必要な支援措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 第四 活性化計画の作成に関する基本的事項

1 活性化計画の作成に当たっての基本的な考え方

活性化計画は、農山漁村の有する地域資源がその活性化に重要であることを踏まえ、少子高齢化等の地域社会の動向、地域における農林漁業の現状、歴史・風土・景観等の地域の特性に応じ、有形・無形の地域資源の活用、保全等を図りつつ、地域の創意工夫を発揮して定住等及び地域間交流の促進による地域の活性化を図ることを目的とした計画とする。

特に、農林漁業は、農山漁村における基幹産業であることから、活性化計画を地域の農林漁業の健全な発展と調和のとれたものとするとともに、都市計画及び都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和のとれたものとすることが必要である。

また、定住等及び地域間交流を促進する際には、関係する地方公共団体の施策や農林漁業団体等の活動と整合性をもって施策を展開することが必要である。このため、活性化計画の作成に当たって、作成主体となる地方公共団体は、関係する地方公共団体との連携を密にするとともに、農村RMOとして農山漁村の活性化を図る主体となることが期待される農林漁業団体、NPO法人等の地域における幅広い関係団体との調整を十分に行うものとする。

2 活性化計画において明確化されるべき視点

活性化計画に基づく取組の効率的・効果的な実施を図る観点から、活性化計画に おいては、以下の視点を明確化した上で、計画期間内において実施すべき活性化事 業等を記載するものとする。

- ① 特別な景勝地、名跡等の有無にかかわらず、自然環境、伝統文化、各種施設等の現に存在する地域資源を見つめ直し、これらの有している価値を再認識した上で、これらを持続的かつ有効に活用することにより、事業等の効率的な実施と都市にはない農山漁村独自の魅力の増加等が図られること。
- ② 地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第1項に規定する地域再生計画等に基づき実施される事業等の関連し合う諸施策と連携することにより、相乗効果の発揮を図り、農山漁村の活性化のための措置が総合的に講じられること。
- ③ 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)による改正後の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条第1項に規定する地域計画(以下「地域計画」という。)に基づき実施される農用地の集約化等の取組と一体的に推進することにより、地域の農用地等の利用及び保全を計画的に進め、地域の土地の農業上の利用の確保が図られること。

具体的には、地域における話合いの結果を踏まえ、

- ア 地域計画により農業上の利用が行われる農用地等の区域を定め、当該区域における農用地の集約化等を図り、農用地の効率的かつ総合的な利用を図ること。
- イ アを基本としつつ、様々な努力を払ってもなお農業上の利用が困難であり、荒 廃のおそれのある農用地等について、その適切な保全及び利用を図ること。
- ④ 農村RMOとして農山漁村の活性化を図る主体となることが期待される農林漁業団体、NPO法人等の団体のみならず、地域住民等の幅広い関係者が地域において行う農山漁村の活性化に関する活動等との連携・協働により、事業等の効果的な実施が図られること。
- ⑤ 活性化事業等の実施について、できる限り客観的で透明性の高い適正な評価が 図られること。
- 3 活性化計画に記載すべき事項に関する考え方
  - ① 活性化計画の区域

活性化計画の区域は、当該活性化計画を作成する地方公共団体の区域内であって、法第3条各号に掲げる要件に該当すると認められる範囲で定めるものとする。 この場合、法による措置が講じられる地域として、その範囲を特定する必要が あることから、地番による表示、道路、河川等の境界による表示等により、外縁が 明確となるようにすることが適当である。

② 活性化事業の実施に関する事項

地方公共団体が①の区域において実施する活性化事業について、記載するものとする。

この場合、法第7条第2項の交付金を活用して実施する活性化事業とそれ以外 の活性化事業について、明確に区分した上で記載するものとする。

また、活性化事業については、1の活性化計画の目的に鑑み、地域における農林 漁業の健全な発展と調和がとれたものであることが必要であり、農林漁業の振興 及び農用地等の保全を通じた国土及び環境の保全等の機能が十分に発揮されない おそれのある事業等は、活性化事業等としては適当でない。

このため、活性化計画の作成に当たっては、地域の関係者による話合いを行い、 地域計画に基づき農業上の利用が行われる農用地等の区域を定め、地域の土地の 農業上の利用に支障が生じないよう、適切な土地利用の調整を行った上で、実施 する活性化事業について記載するものとする。

具体的な活性化事業の考え方は、以下のとおりである。

ア 農林漁業の振興を図るための生産基盤及び施設の整備に関する事業であって、定住等の促進に資するもの

定住等を促進するためには、農山漁村における基幹産業である農林漁業の振興を図ることが必要であることから、そのための農道、暗渠排水等の生産基盤及び農林水産物の加工処理、集荷、貯蔵等の施設の整備に関する事業を記載する。

イ 定住等を促進するための集落における排水処理施設その他の生活環境施設の 整備に関する事業

定住等を促進するためには、生活の場である農山漁村について、生活環境の整備を図ることが必要であることから、集落における簡易給排水施設、防災安全施設等の整備に関する事業を記載する。

ウ 農林漁業の体験のための施設その他の地域間交流の拠点となる施設の整備に 関する事業

地域間交流を促進するため、地域間交流の拠点となる農林漁業体験施設、研 修施設、地域資源活用交流促進施設等の整備に関する事業を記載する。

エ 農用地の保全を図るための当該農用地の管理及び農用地の農業上の利用を確保するための当該農用地の周辺の土地の利用に関する事業であって、定住等及び地域間交流の促進に資するもの

定住等及び地域間交流を促進するためには、様々な努力を払ってもなお維持することが困難な農用地の適切な管理又は農業上の利用が行われている農用地の周辺の土地の適切な利用を図り、農用地の適切かつ持続的な保全を図ることが必要であることから、農用地等の省力的かつ簡易な管理又は粗放的な利用と

して、景観作物等の植付け、放牧、鳥獣緩衝帯の設置、ビオトープの設置等の事業を記載するほか、山際等の営農条件が悪く維持することが極めて困難な農用地等についての計画的な林地化等の事業を記載する。

# オ その他農林水産省令で定める事業

アから工までに掲げる事業のほか、農林漁業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における資源の有効な利用を確保するための事業その他農林水産大臣の定める事業を記載する。

③ 活性化事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務に 関する事項

活性化計画の区域における定住等及び地域間交流を促進するため、活性化事業と一体となって、その効果を増大させるため実施する必要があると認められる事業又は事務について、記載する。

なお、活性化計画の区域外で実施される事業であっても、定住等及び地域間交流の促進に寄与すると認められるものについては、活性化計画に記載することができる。この場合、定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するのかを明記する。

#### ④ 計画期間

①の区域において定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組を進めようとする期間として、地方公共団体は、活性化計画の期間を示す必要がある。その際、計画期間の長短については、社会経済情勢の変化に的確に対応して事業等を実施していく必要があること及び計画期間があまりにも長期にわたると明確な目標を設定することが困難となることから、例えば、施設の整備を行う場合にあっては、事業の性質に鑑み、長期にわたる期間とならないよう設定することが望ましいが、②エの事業(以下「農用地保全事業」という。)により農用地等の省力的かつ簡易な管理又は粗放的な利用を行う場合等にあっては、地域の実情に応じて、計画作成主体である地方公共団体の自主的判断により定めて差し支えない。

ただし、農用地保全事業として林地化を行う場合にあっては、当該林地化を行う土地の区域が地域森林計画(森林法(昭和26年法律第249号)第5条に規定する地域森林計画をいう。以下同じ。)に確実に編入され、活性化計画の計画期間が終了した後も、当該地域森林計画に基づき、適切に当該土地について森林の経営又は管理が行われるために必要な期間を設定するものとする。

- 4 活性化計画に記載するように努めるべき事項に関する考え方
  - ① 活性化計画の目標

活性化事業の実施等により、3の①の区域において実現されるべき農山漁村の活性化の目標を記載するよう努めるものとする。

② 地方公共団体との連携に関する事項

定住等及び地域間交流を促進するための取組を行うに当たっては、他の地方公 共団体との連携を強化することが重要であることから、3の②から④までに掲げ る事項に係る他の地方公共団体との連携について、記載するよう努めるものとする。

## 第五 その他定住等及び地域間交流の促進に関する重要事項

### 1 土地利用調整

活性化事業の実施に当たっては、農林漁業が農山漁村における基幹産業であり、その健全な発展を図ることが必要であること等に鑑み、地域において農用地の集約化、優良農地の確保その他の土地の農業上の利用の確保に支障が生じないようにするとともに、無秩序な市街化が防止されるよう、地域における土地利用の調整が適切に行われることが極めて重要である。

このため、地方公共団体は、活性化計画を作成するに当たり、以下の点に留意するものとする。

- ① 活性化事業の用に供される土地の利用目的が、当該土地に係る農業振興地域整備計画、都市計画その他の土地利用に関する計画に定められた土地利用に支障を及ぼすおそれがないと認められ、かつ、当該土地の位置及び規模並びに周辺の土地利用の状況からみて、当該土地を当該利用目的に供することが適当であると認められること。具体的には、以下の点に留意するものとする。
  - ア 活性化事業の実施により、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。 イ 当該活性化事業により施設の整備を行うことにより、当該活性化事業の用に 供する土地が農用地等(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58 号)第3条に規定する農用地等をいう。③において同じ。)以外の用に供される こととなる場合にあっては、農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第 8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。)外の区域内の土地 をもって代えることが困難であるかを十分に確認すること。
  - ウ 農用地保全事業として、林地化の取組を実施する場合には、原則として、山際等の営農条件が悪く維持することが極めて困難な農用地等について、省力的かつ簡易な管理又は粗放的な利用により農用地等としての利用再開が容易な形態によって保全・管理を行うよりも、林地化により計画的な森林の経営又は管理を行うことが合理的な場合に限ること。
- ② 活性化計画の内容が、当該活性化計画の区域内にある土地の農林業上の利用と他の利用との調整に留意して活性化事業の用に供する土地を確保するとともに、当該土地の周辺の地域における農用地の集団化その他農業構造の改善に資するように定められていること。具体的には、以下の点に留意するものとする。
  - ア 地域計画に基づき実施される農用地の集約化等の取組と一体的な推進を図る 観点から、活性化事業の用に供する土地の面積規模が最小限となるよう定める とともに、大規模な農用地の転用を必要とする活性化事業の実施に係る農用地 の転用の面積については、4~クタールをその上限とすること。
  - イ 活性化事業の用に供する土地には、土地改良事業等で区画整理、農用地の造

成、埋立て又は干拓に係る事業を施行した土地の区域(当該事業の完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過した土地の区域を除く。)を含めないこととするとともに、林地化以外の取組であっても、農用地保全事業を実施するに当たり、土地改良事業等として農業用用排水施設の新設若しくは変更又は客土、暗渠排水等の土地の改良若しくは保全に係る事業を施行した土地の区域(当該事業の完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過していない土地の区域に限る。③において同じ。)を含めようとする場合にあっては、災害又は病害虫の発生により被害を受けていることその他やむを得ない事情により、当該土地を農用地として管理し、又は利用することが困難となっているため、当該土地を農用地保全事業の用に供することが適切であると認められること。

- ウ 農用地保全事業として林地化の取組を実施する場合にあっては、①ウと併せて、当該林地化を行う土地の区域が地域森林計画に確実に編入され、活性化計画の計画期間が終了した後も、当該地域森林計画に基づき、適切に当該土地について森林の経営又は管理が図られるよう、活性化計画において関係部局、他の地方公共団体、林業関係者等との連携、適切な計画期間等が定められていること。
- ③ ①及び②のほか、活性化事業の実施により、農用地区域内の土地を農用地等以外の用に供することとなる場合にあっては、当該土地をその地区の一部とする土地改良区の意見を聴くこと。特に、農用地保全事業を実施するに当たり、土地改良事業等として農業用用排水施設の新設若しくは変更又は客土、暗渠排水等の土地の改良若しくは保全に係る事業を施行した土地の区域を含めようとする場合にあっては、当該区域をその地区の一部とする土地改良区を、法第6条第2項第3号の都道府県又は市町村が必要と認める者として同条第1項に規定する協議会の構成員に含めることが望ましいこと。
- ④ 活性化事業として法第 13 条の都市計画法の特例が適用される農林漁業振興等施設の整備に係る事業(以下「農林漁業振興等施設整備事業」という。)を実施する場合にあっては、都市計画担当部局において、活性化計画に従って行われることとなる特定開発行為又建築行為等が、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当であることを確認すること。具体的には、以下の点に留意するものとする。
  - ア 農林漁業振興等施設整備事業については、開発区域の周辺における市街化を 促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困 難又は著しく不適当であることが確認されたものに限り、活性化計画への記載 が認められること。
  - イ 活性化計画に農林漁業振興等施設整備事業について記載する場合には、あらかじめ、都市計画担当部局との調整を行うこと。

- ウ 都道府県又は法第5条第19項に規定する指定都市等(以下「指定都市等」という。)が活性化計画に農林漁業振興等施設整備事業について記載する場合(都道府県又は指定都市等が他の地方公共団体と共同して活性化計画を作成する場合を含む。)には、当該都道府県又は指定都市等の都市計画担当部局の職員を構成員に含む協議会を設置し、農林漁業振興等施設整備事業の実施について、当該協議会において当該職員の同意を得た上で、協議会の議が調ったものに限り、記載すること。
- エ 活性化計画の作成者が複数の地方公共団体であり、その中に都市計画法の特例の対象となる特定開発行為又は建築行為等に係る許可の権限を有する者が含まれる場合においては、当該活性化計画において当該権限を有する者がアに掲げる事項について確認を行うとともに、イ及びウに掲げる事項について調整を行うこと。
- ⑤ 地域における産業の導入・集積のほか、再生可能エネルギーの活用等、他の個別の法律等によりその推進を図ることとされているものについては、当該個別の法律等によりその推進を図ることが望ましいこと。
- 2 環境等への配慮

農山漁村は、農林漁業の営み等を通じて形成・維持されてきた自然環境を有しており、これらは生物多様性の保全、身近な自然との触れ合いの場等としての機能を有するとともに、農山漁村の大きな魅力となっていることを踏まえ、活性化計画の作成及び実施に当たっては、良好な環境の保全等への配慮をするものとする。

3 農林漁業団体等の法人化を推進するための取組

国又は地方公共団体は、活性化事業の実施主体として期待される農林漁業団体等の法人化を推進するため、関係府省、地方公共団体等と連携し、積極的な情報発信等を行うものとする。

4 効率的な事務の実施体制の構築

地方公共団体が農山漁村の活性化のための施策を効率的に実施するため、農林水産省の本省及び地方農政局に支援窓口を設置するものとする。

附則

この基本方針の変更は、令和4年10月1日から適用する。